

平成 22 年度外務省行政事業レビュー

公開プロセス

－第 1 日目－

日 時：平成 22 年 6 月 14 日（月）

事業番号：6～11

事業名：平和構築・テロ対策（無償資金協力）

ミレニアム開発目標（MDGs）の達成・人間の安全保障の推進
（無償資金協力）

環境・気候変動分野における途上国支援（無償資金協力）

平和構築・テロ対策（技術協力）

ミレニアム開発目標（MDGs）の達成・人間の安全保障の推進
（技術協力）

環境・気候変動分野における途上国支援（技術協力）

外 務 省

○コーディネーター それでは、午後の部を再開させていただきます。冒頭、本日午後から国会があります関係で、この後の事業につきましてはとりまとめを政務三役ではなく、官房長からとりまとめをすることになっておりますので、先に御紹介をいたします。

午後の部につきましては事業番号6からになります。この後の進め方ですが、無償資金協力と技術協力の2つの事業がございます。これにつきましてはまず無償資金協力について御説明をいただいて議論をした上で、評価のとりまとめは一番最後に回させていただいて、ある程度議論が出た時点で技術協力に移りまして、また御説明をいただいて議論をいたします。評価結果はでき次第回収をいたしますが、コメント、評価のとりまとめにつきましては一番最後にまとめてさせていただこうと思っております。

それでは、まずは無償資金協力です。これにつきましては事業番号6の平和構築・テロ対策、ミレニアム開発目標の達成・人間の安全保障の推進、続いての環境・気候変動分野における途上国支援の3つをまとめて、恐縮ですが10分程度で御説明をお願いいたします。

○説明者 よろしく願いいたします。今、御説明いただきましたとおり、無償資金協力につきましては、どの分野の協力をしたかということによって、事業番号6～事業番号8まで3つの分野を対象として御指導いただいております。

他方この3つの分野は、分野はそれぞれ違いますけれども、事業として仕事の進め方でありますとか、資金の流れというのはおおむね共通している部分がございます。お手元の資料7、157ページ以降に無償資金協力の具体的な案件に、どういうふうにプロジェクトが進んで、どういうふうに予算が流れていくのかということを図で示してある資料をお付けしております。恐らくこの資料に基づいて事業の概要をまず簡単に御説明させていただいた上で、それぞれの事業番号6～事業番号8について御議論いただく方が、皆様方との関係でもわかりやすいのではないかと思いますので、最初のこの時間を利用して資料7の中の事業の流れを担当の課長から御説明いただきたいと思います。

○説明者 それでは、無償資金協力について御説明をしたいと思います。

もう一回、無償資金協力とは何かということを申し上げますけれども、これは開発途上国が経済、社会開発に資する施設を建設したり、あるいは資機材を購入するために必要な資金を贈与という形で行う援助でございます。ここでわかるのは2つ、要は施設をつくる、あるいは機材を供与するというところでございます。

無償資金協力の資金の流れ等々については、抽象的な形ではお手元にある資料の53～97ページまで、標準フォーマットに従って行政事業レビューということで概要、予算の状況、支出等について記載しております。資金の流れについては具体的には資料の56ページ見ていただくのが一番わかりやすいかと思いますけれども、支払いの形態としては外務省からJICAを通じて支払うのが典型的な例でございますが、外交的な機動性ということで、外務省から直接途上国に行くもの、あるいはNGOや国際機関に行くものもあり、多岐にわたっているということです。ただ、お金の流れでいうと案件の進捗に合わせて段階的に支払う場合と、あるいは一括で供与する場合の2つがございます。

こういうことなんでございますけれども、具体的なイメージで説明をすると、先ほど政策課長からございましたように、ここでは人間の安全保障の例をとって御説明をしたいと思います。

具体的には 157 ページからの案件でございます。無償資金協力が始まるのは実は 160 ページの実施と書かれているところからでございます。それ以前の段階として何が行われているかという、技術協力で案件の候補を決め、それをやるということを閣議決定で決めて、被援助国とやることについて国際的約束を締結する。その後の実施の段階が、無償資金協力に関わる具体的な経費の流れのプロセスでございます。160 ページの図に従って御説明をします。

まず何が行われるかでございますけれども、タンザニア政府が案件の設計、入札実施監理を担当する日本のコンサルタントを雇用するところから始まります。この雇用については、我が国が推薦した日本のコンサルタントを途上国政府が契約を結ぶ形で、雇用するところから始まります。これはコンサルタント業務なので、その進捗に応じて段階的に、これは典型的なケースでございますけれども、JICA を通じコンサルタントに経費が支払われるということでございます。

やる仕事は詳細設計と入札実施の監理でございます。その次に入札あるいは詳細設計の準備ができた段階で、タンザニア政府は雇いあげた我が国コンサルタントを通じ入札関連作業を行う。それで実際に工事を行う日本企業を選定するというところでございます。当然のことながら日本企業が応札をするということでございます。

入札の結果、落札業者があった場合には契約を結んで工事に着手する。工事に着手した後は典型的なケースでやっていますので、日本政府は JICA を通じて工事等の進捗状況に応じて経費を支払うことになります。ここでお気づきのように、コンサルの業務も時間がかかりますし、あるいは工事等も一気にできるわけではないので、あくまで経費の流れとしては契約の締結あるいは工事等の進捗状況に応じて、日本政府が JICA を通じてお金を流すことになってございます。

ここに書いてある青字の部分でございますけれども、これはまだ契約が行われていない、あるいは工事がその段階で終了していないということで、お金が流れていない額を表示してございます。緑の方は実際に契約が終わり、あるいは工事が終わって経費が支払われたものでございます。大体案件が全部終わるのに 1 年から 1 年半ぐらいかかりますので、そういうことになってございます。

これは物をつくる典型的な例でございますけれども、もう一つ、機材を供与するケースということがございますが、これはどうやってやるかという、途上国は我が国が推薦した調達代理機関を雇いあげまして、調達代理機関が入札関連作業をし、この場合は商社多いですけども、企業を選定して案件を実施するという流れにございます。

大体以上が無償資金協力の経費の流れでございます。

○説明者 今の説明だけだと、必ずしも無償資金協力の全体の業務がどういうふうに進んで、具体的にどうお金が流れるかというのは、限られた時間ですのでイメージをつかむのが難しかったかもしれないけれども、冒頭余りこちら側から御説明するよりも、御質問をいただいてその中でお答えの方がいいと思いますので、私どもからの説明はとりあえずこれで終わらせていただいて、あとは是非御質問や御意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○コーディネーター ありがとうございます。それでは、事務局より論点の御説明をお願いしま

す。

○事務局 3点ほど申し上げます。1つは日本のコンサルタントあるいは業者となっておりますけれども、門戸を他国の業者あるいはNGO等に開放することによって、よりコストを抑制することが可能になるのではないかという論点が1つです。

実際に案件をやるというときにおいて、相手国政府と協議を重ねたにもかかわらず、先方のかなり上のレベルの意向が強く働いて、実際その国の国民に、より多く裨益するという案件が、必ずしも採択されないケースもあるのではないか。そういう案件形成のプロセスがしっかり行われているのかという論点が2つ目でございます。

3つ目は、今の説明にはありませんでしたけれども、事前のヒアリング等の中でODAの評価はどのように効果が上がっているのかということについて、これがしっかり行われているのか、外務省においては政策部門と評価部門が混然と一体となっていて、ある意味でしっかりとした独立性が担保されていないのではないかといった論点がございます。

以上です。

○コーディネーター ありがとうございます。議論に入ります前に傍聴者の方、また、ライブ中継をごらんの方に一度整理をさせていただきますが、今日出ていますのはODAでやっている主要6分野のうちの3分野を取り上げております。それが今出ています平和構築であったり、ミレニアム開発目標というものが出ています。

それぞれの分野について個別にいろんな案件、プロジェクトをやっているものについてはレビューシートの後ろに一覧が出ておりますので、そちらを御参照いただければと思います。地域、国名、案件名、供与限度額、実績額という形で出ているかと思います。

その案件の中のモデルとして、1つを先ほど御説明いただいたように157ページ以降に1つずつ案件の具体的な概要が出ておりますので、それらも踏まえた上でこの後の議論に入ることを整理させていただきます。

それでは、松本さんからお願いします。

○松本評価者 66、67ページなんですが、先週の菅総理の所信表明演説の中でもODAに触れられた部分はそうはありませんでしたけれども、MDGsの達成についてはできるだけやるということが述べられていたかと思います。そういう意味からきますと、このMDGsの達成、ミレニアム開発目標の達成あるいは人間の安全保障の推進というのは、非常に重要な部分だと理解をするんですが、しかし、今、会計課長の方から御指摘があったように、本当にこれがそういう目的に沿うのかという点については、幾つかお伺いをしておきたいものがあります。

例えば66ページであれば、上から4つ目のガボン柔道柔術連盟柔道器材整備計画、ケニア国立博物館、ルワンダ国営テレビソフト整備、ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画、68ページの一番上から観光スポーツ省柔道器材整備計画、次もスポーツ器材、ニカラグア柔道連盟、体育庁柔道など、柔道というのがたくさんあって、その後、更に見ていくと劇場の照明機器、日本語学習機材。

つまり私たちが考えるMDGs、ミレニアム開発目標というのは、本当に貧困で困っている人た

ちの生活向上、あるいは子どもたちが教育を受けられない。だからこそMDGsの達成というのは国連を挙げてやっている。しかし、今、例えば読ませていただいたようなプロジェクトが、どういう形でMDGsの達成につながるのかというところが非常に見えないのですけれども、まずこの点について御説明をいただければと思います。

○説明者 お答えいたします。今年の予算については、実は項目別になってございます。例えばアフリカとかは環境ということで、21年度段階にはスキーム別でございました。整理をし直して今、松本さん御指摘のものは文化無償と言われているものでございまして、項目に入れるところがなかなかございませんので、ここに便宜的に入れているという事情でございます。

○松本評価者 しかし、それはつまり例えば国連の場とかで、日本は人間の安全保障あるいはMDGsの達成に向けてどのぐらいODAを使っているのかといった場合、そういうものも含めて国際会議の場では発表されることになってしまうのではないかと思います。

○説明者 この点については、こういう案件は外して勿論発表しようということでございます。

○コーディネーター 土居先生、どうぞ。

○土居評価者 今のに関連して、今、松本さんがおっしゃったものは平成21年度のものということですが、今年度はそういう柔道連盟関係とかは、この予算の中には入っていないということでしょうか。

○説明者 お答えいたします。先ほどございましたように21年度と22年度の予算の立て付けが違いますので、今、牛尾課長から申し上げたような状態になっておりますが、今年度の案件につきましては年度当初の計画等を立てて、どの案件を実施するかというのを閣議ごとに決定していくことになります。

区分としてどこに入るかということにつきましては、今般この整備では21年度分としてはMDGsの部分というのは、例えば案件も柔道とかその他の日本語教育とか、教育に資するものがあるということで、便宜的にここにカテゴライズさせてもらったものでございまして、今年度分につきましてはまた案件の内容を見て、教育に資するものであれば教育に関連するところに分類いたしますし、それ以外の例えば平和構築、紛争予防といったものに資するものがあれば、文化無償のスキームで実施するものについても割り振り直すことになっております。

○土居評価者 そうすると、先ほどのODAのスキームとして6つあるうち3つをここで挙げているということなのですが、ここからの議論に関係してくるところなんであれなんですけれども、例えば平成21年度で挙げられているリストの中に評価者として、これはMDGsの達成というものとは、違うものが入っているのではないかとと思われるものが仮にあったとして、それが平成22年には別途立て付けが変わったのでと今、御説明があったわけですが、そうすると今、議論になっているものは別の場所に移ることがあり得るという御説明だと私は解釈したんですが、それでよろしいんですか。

○説明者 今、申し上げましたとおり、例えばMDGsの中でも教育とか保健とか、そういった項目がございます。その国の極度の貧困及び飢餓の撲滅とか、グローバルな開発パートナーといった切り口が幾つかございます。それにカテゴライズされるものは文化無償であっても、この項目に入

ってくることはございます。ただ、このカテゴリにMDGsのそういった項目にかかってこないものについては、22年度におきましてはほかのカテゴリに入る可能性はあります。

○コーディネーター 21年度分については文化無償の分もここに入っていて、ただ、先ほどの土居先生の御質問からいけば、立て付けとしてそうになっているけれども、便宜的にここに載っていたとしても、MDGsの目的とかなっているかどうかという判断はあったんですか。

○説明者 一義的には便宜的にというのが大前提としてございます。その中で特に文化無償というのは教育に資するものもあるので、それであればMDGsに分類するのが今回の6分類の中では一番適当ではないかということで分類してございます。

○説明者 よろしいですか。多分松本さんの最初の御質問との関係で議論を整理させていただくと、本来MDGs達成だとか人間の安全保障の推進に、日本政府として限られた予算をできるだけ有効に、かつ、本当に困っているところに重点的に配分しなければいけないはずなのに、形式的にそれが文化無償と呼ばれるものであろうが、そうでないものであろうが、例えば柔道着をあげるとか、国立博物館を直すというものに使っていていいのか。多分、御質問の本質はそういうところだったんだと思うんです。

ですから、文化無償を形式的にどこのカテゴリに入れるかという技術的な問題がどうしてもあるんですけれども、むしろ文化無償というものの自体をやっていくことが、果たして適切なのかどうか議論していただかないと、予算の中でこれをどこにカテゴリを入れるかを議論していても、恐らく問題の本質には迫らないだろうと思います。

外務省の立場で言うと、勿論その無償資金協力というのは開発途上国の一義的には開発、要するに困っている人を助ける、貧困をなくすことに使うためにやっている仕事ですけれども、しかし、その開発途上国との関係は貧困削減、保健、医療という部分だけではなくて、やはり途上国にもそれぞれの文化がある、あるいは文化交流を通じて日本の外交の目的が達成できる場合があるということで、いわば伝統的なODAの世界とは別にといいか、ちょっとアレンジした形で文化無償というスキームをつくっていますので、予算がないときにそんなものをやるなという御議論はあり得るかもしれませんが、ですから文化無償とそれ以外のいわゆる一般の無償資金協力と、多分同列で論じると若干論点がずれてしまうかなという気がいたします。

○コーディネーター 渡辺先生、どうぞ。

○渡辺評価者 まさにそこがいただいた資料でわからなかったところで、一般無償、文化無償、水産無償等々幾つかありますね。多分十幾つかあると思うんですが、その部類との関係がわからなくて、まさにMDGsだけではなくてほかのところを見ても、これが本当に該当するのかなと、平和構築のところでも環境のところでも、そういうものが混ざっていて、こういう分け方をすると非常に国民に誤解を与えるし、今回は6分類の中の3つを選んだわけなんですけれども、もともとスキームとしてあるものの適正とか、まさに文化無償とか水産無償というのはできた背景は昔あったわけなんですけれども、それは見直して大きく一般無償の中にしてしまうと、そういった大胆な制度等が必要なかなと思います。

○説明者 そこは例えば文化無償については先ほど申し上げたように文化交流ですとか、文化を通

じた途上国のアイデンティティの保護みたいな意義が、もともとはそういうことでつくって、それが今なくなっているかどうかという判断は私どもの方で適切ではないと思いますけれども、意義はあるでしょう。

水産無償も今、渡辺先生がおっしゃったように、これは随分昔にいわゆる 200 海里問題みたいなものが出てきたときに、日本の漁船が魚を獲れなくなったら大変だということで、海を持っている国あるいは漁業が盛んな国に対して、水産業の振興を主たる目的としてつくったカテゴリの無償資金協力があるわけです。

これも 200 海里時代というのは 1970 年代の終わりぐらいですから、30 年以上経って役割を終えたのではないかという御議論も一方ではあると思いますけれども、もう一方では例えば去年のワシントン条約でクロマグロが獲れる獲れないという話があったみたいに、むしろまた最近になって、特に中国だとかロシアだとかがたくさん魚を食べるようになった関係で、国際的には日本がずっと今までは食べてきた、獲ってきた魚が手に入らなくなっているという意味で、水産無償というのはもう一回活用するという意義はそれなりにはあるだろうと思っておりますので、そういう議論は是非やっていただければと思います。

○コーディネーター この部分は一旦ここで仕切らせていただきます。松本先生、どうぞ。

○松本評価者 その前に確認したいのは、つまりこういった柔道とかこういうものを入れる分類は、6 分類にはないという理解でいいんですか。

○説明者 おっしゃるとおりでございます。

○松本評価者 つまり、この場合は日本政府の ODA 政策を議論する場ではないので、少なくとも 6 分類であるという政策的なものは所与のものとして、外務省あるいは政府の側でつくられていることであって、それに含まれない、含むことが困難である事業が存在しているというのは、そもそも植野課長がおっしゃったような、これが MDGs に資するかどうかという以上に、そもそも現行の外務省、日本政府の ODA 政策に入らないのであれば、我々がどうのこうのと言う前に、これはなくすべき。

つまり政策の枠組みに入らないものを変に入れ込むのは極めておかしい話なので、我々が文化無償をやめろとか、文化無償に意味がないということではなくて、むしろ今、外務省さんがお持ちの政策の中にそれが入らないのであれば、それは速やかに一旦これはやめるのがいいなと今のお話を聞いて理解したところでございます。

○コーディネーター 今のは御指摘ということで回答は結構です。市川先生、どうぞ。

○市川評価者 視点を変えてコンサルの件の話を少しさせていただこうと思うんですが、例えば今の MDGs の件で 64 ページにフローチャートがあります。正直何でこんな複雑な体系をとらなければいけないのかというのが、よく私は理解できなかったんですけども、途上国においてコンサルと途上国サイドの契約があって、そこで例えば入札の公正さ等を維持するということは、そのファンクションとしては理解がある種できるとして、まず 1 つはコンサルタントのフィーについてなんですけれども、例えば 64 ページを拝見しておりますと、民間業者、事業に当たっている方たちに払っているお金が 227 億円。これに対して、これに何が入っているのかわかりませんが、コンサ

ルタントに 20 億円以上、つまり総事業費の 10%以上がコンサルに入っているという、ここの説明というのはどういうことになるのでしょうか。

○青山評価者 済みません、その前に今、入札という話があったんですが、まず調査の段階でのコンサルタントの雇用と実施段階とあるんですけれども、どのような形態でコンサルタントを決定しているか。そこからまず話をさせていただければと思います。

○説明者 まずコンサルの選定から始めさせていただきます。

無償資金協力の案件を実施する前に、今、委員からもお話がありましたように J I C A に協力準備調査という形で事前の調査をやってもらいます。これを入れるときにコンサルタントを J I C A が選定する必要があるがございます。これは企画競争、プロポーザル方式と言われるもので、それで公募をいたしまして、それで応募をされたコンサルタントの中から選定をして J I C A が契約をする。これが一番最初でございます。

やはりこれは案件の性質上、安かろう悪かろうというわけにはいきませんし、日本の O D A として実施する以上は、ある程度一定の質は確保する必要はあるので、プロポーザルという形態で確認させていただいております。

その後、今度は本体のコンサルタントでございますが、こちらは先ほど御説明いたしました中の閣議決定を経て国際約束を締結した後、今度は被援助国側の事業となるわけでございますけれども、これは被援助国に J I C A が事前の設計調査の段階で使用したコンサルタントを、推薦させていただいております。被援助国側が推薦どおりこの業者、コンサルさんを使おうということになれば、そのコンサルタントと契約をして、そのコンサルタントが先ほどのポンチ絵での御説明にありましたように、入札の準備を行います。

○市川評価者 ちなみに、そこで当該国がそのコンサルは使わないと言ったケースはあるんですか。

○説明者 今まではそこを使わなかったケースもございます。

○市川評価者 それは比率的にどのぐらいですか。

○説明者 比率で申しますとごくレアケースです。

○市川評価者 わかりました。続いてどうぞ。

○説明者 推薦されたコンサルタントと被援助国が契約をした場合、そこでまず最初に案件の詳細設計、最初の基本設計調査の段階では荒削りな図面となっておりますので、それをちゃんと物ができ上がるように、更に詳しい設計図、図面を引くという調査でございます。その後に調査した結果を基に入札図書をコンサルタントが作成をいたしまして、その入札を実施いたします。

○市川評価者 この次のページに具体的にどういうところに支出があったのかという内容があって、F の民間業者のところを M D G s の件で拝見して、ほかもほぼ同様なあれなんですけれども、例えば伊藤忠商事、双日、三菱商事といったようないわゆる商社が入っているわけです。

コンサルにお金を払った上に、更に商社を入れる。商社は別に実業をやっているわけではありませんから、商社が更にまた実際に事業を手がける業者を雇用するという関係になっているとすると、政府があって J I C A があって、相手国政府というのはそこにいるにしても、更にコンサルがいて、その下にまた商社がついているという、この構造は余りにも複層的に、いわゆる実際の実業という

よりは、中間的な部分が余りに多くあり過ぎるのではないかという印象を受けるんですが、いかがでしょうか。

○説明者 これは国内の実際の政府がやっている事業とパラレルに考えると、委員がおっしゃられたような印象をまさに受けられると思うんです。ただ、これは実施するのは途上国でございまして、このコンサルタントを最初に例えば工事の場合、工事コンサルタントがやる場所というのは、場合によっては日本の場合ですと施設物であれば国土交通省がやることかもしれません。ただ、実際には大型案件とか国際調達をやらなければいけない案件になると、どうしてもそこはコンサルタントの協力が必要になってくるというのが1点ございます。

商社が参入していることにつきましては、コンサルタントは入札図書をつくって入札を実施する側、要するに被援助国側の人間になります。それに対しまして商社とかゼネコンさんは応札する側になります。要するに政府側に立つのか事業に応募する側に立つのかといった差がございます。

なので、商社の場合は入札図書を書くのではなくて、そこに応札する側になりますので、ここは役割上、今おっしゃられたような中間搾取というか、途中で抜いているのではないかとしたことには、当たらないのではないかと考えております。

○市川評価者 そうすると、逆にJICAの役割が非常にあいまいになるんだと思うんです。では一体JICAはコンサル以外のところで、何をやっているんですかという部分もあるわけではないですか。そういう意味でもっと役割分担の整理をしていけば、お金を減らせということではなくて、もっと有効にODAの資金を活用することができるのではないのでしょうか。

○説明者 そこはそもそもまず外務省とJICAの役割分担というところですけども、外務省は政策の企画立案、政府でなければならない国際約束の締結はいたしますが、個々のプロジェクトの実施の部分はJICAに基本的にはやってもらっている。ですから、今の説明で言うとJICAはお金を出す日本政府の側にあって、全体のコーディネート、管理をする。相手国政府と相手国政府に雇われたコンサルタントは発注者側になる。

同じ日本の関係者であっても、例えば商社とかゼネコンさんは同じプロジェクトの受注者になるということですから、そんなに重複があるという感じはしないんですけれども、市川先生のJICAの役割が不明確だというのは、具体的にどういうところでしょうか。

○市川評価者 つまり、コンサルが相手国側の立場に立ってというのはわからないでもないんですけれども、当初コンサル自体は日本政府が雇われるわけですね。JICAが契約をされるわけです。その上で、あるときにコンサルが相手国側政府にほぼ例外なく相手国側、政府側に立って何かをやっていかれるということであれば、別に当初の段階から、1つの例として具体的な案件自体は閣議決定で決まっていくわけですから、その段階で極端な話、そこでコンサルを雇ってコンサルの中で今おっしゃったような部分で、執行していくことはできないのかという意味なんですけれども。

○説明者 そこは例えば個々の案件の調達とか、設計がきちんとできているかということについては、コンサルが相手国政府についていればある意味では大丈夫だと思うんですけれども、先ほども論点の整理で出ていましたが、そのプロジェクトが実施された後に、本当にそのプロジェクトが想定された効果を上げて、日本の税金が有効に使われたのかどうかという検証ですとか、あるいは何

か問題があった場合の対応ですとか、そういうものは日本側にきちんと援助の実施機関がなければできないということで、これは例えばアメリカの場合であってもイギリスの場合であっても、JICAと同じような機関というのがありますし、あるいは世界銀行だったりUNDPという国際機関でも同じです。

○市川評価者 質問を転換するんですけれども、今、評価のお話が出たので評価をお伺いしたいんですが、JICAが具体的に行っておられる評価というのはどういうものになるのでしょうか。

○説明者 評価については同じODAに関しても、外務省が行っている評価とJICAが行っている評価と2種類ございます。

外務省が行っている評価というのは政策についての評価。例えばアフリカにこういう援助をするということ自体が外交上その意味があるのかとか、アフリカ諸国との関係でどういう効果を生んだのかという政策面の評価。

JICAが行っている評価は、個々具体的なプロジェクトについての評価という違いがございます。

○市川評価者 ちなみに具体的に、JICAが個別プロジェクトに行った評価というのはどういう形で、例えば納税者たる我々がそれを見ることができるのでしょうか。

○説明者 全部ホームページに載っています。

○説明者 まず協力準備調査が終わった段階で、事前の評価という形で案件を実施する妥当性などを整理したものを作成しまして、それはホームページで公表しております。実施後に一定の期間を置いた後に、その効果が出ているかどうかを見る上で事後評価をやっておりまして、これもホームページで公表しております。

○市川評価者 最後に1つだけ、実はここにUSAIDが出しているパフォーマンス評価がありまして、これを見ていると、多分そんなこと御説明するまでもないことだと思うんですけれども、個別について毎年ごとに非常に詳細な評価をしておられます。アメリカは全部いいとは思いませんけれども、ここでアメリカがすごいなと思ったのは、最初のところに Performance indicators are features throughout the main chapters of this budget justification.

つまり、国の予算の適正性に対してどうなのかということで審査をしていて、それは5つのカテゴリがあります。それは平和、安全保障、民主主義、人への投資、経済成長及び人道的なものという5つの項目を挙げて、パフォーマンス評価を個別詳細にしておられるわけです。

こういったものというのは、例えば外務省及びJICAにはそういうやり方での評価というのはあるんですか。

○説明者 先ほどの事前評価にしても事後評価にしても、DACの定めている5項目評価に準じてやっております。妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性です。今おっしゃられた話というのは妥当性に該当するところだと思いますけれども、当該案件がどういう開発にニーズに応じているのかとか、あるいは政策と照らし合わせてどういう意味を持つのかといったようなことについて、検証をしているということでございます。

○説明者 ということではあるんですけれども、確かに市川先生が言われたみたいにわかりにくい

というか、詳細であることと専門的であることは必ずしも同じではないと我々は思っていて、詳細に評価しつつも、その結果は誰が見てもわかりやすく提示しないと意味がないと思うんです。

要するに専門家しか読んでもわからないような評価をしていたのでは、先ほどのお話で納税者の皆さんにきちんと評価を評価してもらうことができない。そこは実は今、岡田大臣の御指示で進めていますODAの見直しの作業の中でも、反省点として持っておりまして、詳細に評価をすることは変えないまでも、できるだけ結果をわかりやすく、全部をA、B、C、D、Eと通知表みたいにしてしまうのがいいかどうかというのは議論があると思いますが、例えばできるだけ写真を使うとか図を使って、この案件の評価というのはこうなんだ、いいんだな、悪いんだなというのが見てすぐわかるようにというのは、更に工夫の余地があると思いますので、そうしたいと思っております。

○市川評価者 多分JICAも含めてなんですけれども、ODAについてなかなか理解が深まっていかない理由の1つというのは、実際お金がどう使われていて、一体それが日本にとって何の役に立っているのかというのが、非常に見えにくいところだと思うんです。私はJICAも外務省のホームページも調べましたけれども、極めてこれは残念なことなんです、アメリカのUSAIDのホームページを調べて中を見た方が、非常にわかりやすいものが出てくるという結果になってしまっている。

そののわかりにくさのところをきちんとしていただかないと、今せっかくそういう御指摘がありましたけれども、これはODAそのものに対する国民の支持というのはなかなか得られなくなってしまうということではないかと思います。

○コーディネーター どうぞ。

○中里評価者 済みません、遅れて来てしまったものですから、先ほどJICA内部の評価と外務省での評価というのは、外部の方はコミットしていらっしゃると思いますか。

○説明者 外務省もJICAも今、基本的に評価は第三者評価と申しまして、中の人間が評価するものだけではなくて、外の方にむしろ評価をしていただくというやり方をとっております。これまた日本の場合ODAの評価を専門的な立場からやっていただける方というのが、大学の先生だったりシンクタンクにお勤めの方だったりするんですけれども、どうしても数が限られてしまうものですから、同じような方に何回もお願いをせざるを得なくなってしまうんです。

職業としてどういう方かと言えば大学の先生だとかシンクタンクだとか、あるいはコンサルタント会社だとか、そういうODAの業界に関わっていらっしゃる方でいらっしゃいます。

○中里評価者 これとは関係ないんですけれども、今、政府の方針でマニフェストにも税制改正の大綱にも入っているものですが、納税者憲章をつくらうという政府の御方針で、要するに役所は、国税庁なら国税庁はお客様である納税者のために、こういうことをしますということを書いた文書をつくるのか、消費者サービスというのかよくわかりませんが、そういうものをやっている国が多いんです。

わかりやすくするための努力として、評価で難しいことを出すということは今おっしゃったとおりですが、それはそれでよろしいんですけれども、JICA憲章と言うのかどうか分かりませんが、

我々は国民のお金をいただいて途上国のために、日本の国益にも絡む形で以下のようなことをやっていますということを、自分たちのディシプリンの問題としてでもあるし、外部に対するわかりやすさの問題として出そうとか、一見簡単なようですが、なかなか気合いの入った努力の積み重ねがありませんと、玄人にしかわからないんだから素人にはわからないだろうという当たり前のことですが、それではちょっと困るわけでした、コミュニケーションのギャップというのはあるのではないのでしょうか。

○説明者 今、先生がおっしゃったのはごもっともな御指摘だと思います。ODAに関しては、御存じの上でおっしゃっていただいたんだろーと思いますけれども、ODA大綱という言わばODAの憲法みたいなものが、形式的には法律ではございませんが、きちんと閣議で政府の正式な文書として決定された大綱がございまして、その下に中期政策、国別援助政策という一連の政策の枠組みがございます。

ですから、我々は国民の皆様に向かってODAを使ってどういう目的で何を目指してやるのかということは、ODA大綱に書いてある。ただ、これも大綱が余りにも包括的かつ長過ぎてメッセージが伝わりにくいというきらいは正直言っていると申すんですけども、政府としてはそういうものを持っています。

JICAはJICAでたしかJICAの使命みたいなものを。

○説明者 私どもは政府の方針に基づきまして実施機関としてのビジョン、使命、戦略といったものを作成しまして、1年半前に統合という形で組織が変わりましたので、その時点でホームページでも公表をしております。

○説明者 多分、問題は先ほど市川先生からも御指摘がありましたけれども、例えば外務省のホームページだとか、JICAのホームページからODAのことを知ろうと思っても、余りにも情報量が多過ぎて、自分が知りたいことに届くまでにすごく複雑な経路をたどる。

ですから、そこはやはり広報の仕方にも工夫の余地があると思ってしまして、ウェブサイトをもう少しきちんと作り直して、例えば一番上に我々のミッションはこうですと、今、中里先生がおっしゃったようなことを書いた上で、もし個別の案件の評価が知りたい人はここに行ってください、あるいはこれからどの国でどういう協力が行われるか、計画中のものを知りたい人はここに行ってくださいとか、ウェブサイト自体も外務省とJICAでばらばらにやるのではなくて、ODAならODAで1つのところにできる限りまとめよう。

これも今ODAの見直し作業の中で議論してまして、できる限り早くそういう工夫というか改善をしたいと思っておりますので、その際には今、御指摘のあったミッション、使命を明らかにせよということもきちんと踏まえて考えたいと思います。ありがとうございます。

○中里評価者 お客様は国民ですから、よろしくお願いします。

○コーディネーター 中谷先生、どうぞ。

○中谷評価者 3点ほど細かな点も含めて確認させていただきたいんですが、1つは受注企業は日本企業というタイド、アンタイドの関係で、ただ、日本企業と言ってもこれは外国企業の日本子会社、日本法人であればこれは入るという理解でいいのか。その場合にはどのぐらいの割合で受注さ

れているのかということも、もしわかれば教えていただきたい。これが第一点です。

第二点は先ほどの柔道の区分とも関わるのかもしれないですけども、たまたま見ていましたら 68 ページのニカラグアでは二国間支援で、69 ページのアンゴラは草の根支援で、観念的な区分はわかりますが、現実にはこういう相対化される場合があるという理解でいいのかということが第二点です。

第三点は大きな話になるかもしれませんが、ODA 4 原則との関係で、例えば人権の進捗状況、軍事支出の度合いというのがメルクマールになっていたと思いますが、どこかに上位 10 位が出ていたと思いますけれども、その辺りのアフリカ諸国は基本的に今、言ったような点は問題ないと外務省は判断されたのかどうか、教えていただければと思います。

○説明者 外国企業の日本法人は資格があります。割合は少ないと思いますけれども、何%というのはすぐ出ません。

○説明者 ニカラグアとアンゴラの例で、例えば草の根無償資金協力になるか、二国間援助になるかというのは、もともとと同じ無償資金協力の中に先ほども出ていましたけれども、いろんな形態が実はございまして、草の根無償資金協力というのは途上国にある地方自治体とか NGO の方とか、場合によっては学校とか、そういう方に規模は小さいんですけども、直接日本政府から御支援申し上げるということで、たまたま同じような、先生がおっしゃった柔道の案件かもしれませんが、別々のところでそういう NGO とか地方自治体を相手にした事業と、もう一つ別のところでは国対国のレベルで文化無償という形で事業が行われたということで、これはよくあるケースでございまして。

例えば学校をつくるという案件でも、草の根無償を使って直接学校を運営している NGO にお金を出すときもありますし、あるいは国対国のレベルで大規模な学校をつくる例もある。そういうことでございます。

3 点目の ODA の 4 原則との関係は、これは先生おっしゃるとおりで、アフリカ諸国であっても ODA 4 原則はきちんと踏まえた上で供与対象国を決めておりますので、ここに出てくるような国は少なくともその時点においては ODA 大綱、4 原則との関係で問題ないという判断の下で援助を実施したということでございます。

○説明者 ちなみにキルギスは今、止めています。

○コーディネーター もし可能であれば 157 ページ以降に具体的な案件がありますので、今はどちらかと言うと抽象的な話が中心に進んでいるかと思いますので、もし個別の案件での、特に今回は事業レビューですので、具体的なお金の流れで指摘事項があればお願いします。松本先生、どうぞ。

○松本評価者 たくさんあるので分けてなんですけど、今コーディネーターからそう言っていただいたんですけども、またちょっと外れてしまったら申し訳ないんですけど、66 ページをごらんいただくとノン・プロジェクト無償資金協力がたくさんあります。

先ほどから課長もおっしゃっているように、無償資金協力というのはいろいろなスキームがある。要するに本当に日本の ODA は、いろんなさまざまなスキームを持っていることが効果的なのかどうかという議論をさせていただければと思っているんですけど、ノン・プロジェクト無償は無償資金

協力のお金で基本的に物資の輸入をし、それが国内で販売されることによってその国の国庫にも入り、つまり二重の意味で裨益がある。何を買うかについてはあらかじめリストを用意していて、その中から買うということで、そういうスキームだということの理解でいいと思うんですが、こういうプロジェクトでない、つまりプロジェクトというのは、そのプロジェクトをつくることによっていろいろな裨益効果があるということでやるわけです。

更に最近プログラム援助という形で、単にプロジェクトというだけではなくて、もっとセクター全体にとりか、そういう方向になっている中で、つまりある意味でいくとお買いものリストをつかって、その中からお買い物をしていただく。何を買うかは最初にはきっちり決めませんよというタイプの援助だと思うんです。

本当に災害があったり、本当に緊急の場合にそういうタイプの援助をなされることはすごく理解はできます。一方で必ずしもそうでない場合にも、ノン・プロジェクト無償というのが使われているのではないかなと思うわけです。例えば 66 ページを見ると、具体的にいくとガーナとケニアのケースでいけば 10 億円です。つまり 10 億円のお買い物をしているんですよ。10 億円と言ったら、それこそかなりなものを無償資金協力の中でプロジェクトベースでもできるわけです。

こういうお金の出し方が、プロジェクトタイプあるいはプログラムタイプの ODA と比べてどのくらい効果的なのかということに対しては、何か外務省の方で比較検討をなされているのかどうか。その点を教えていただきたいのですが。

○説明者 まさに松本委員御指摘のとおり、援助にはいろいろなニーズがございます。実際にプロジェクトタイプのものを実施すれば、それは現場でプロジェクト、学校ができたなら子どもが何人学校に通えるようになったというのが明確に見え、効果発現というのはすぐ出てきますが、やはり途上国におきましては、むしろ場合によったら財政支援的なものが欲しいという国もございます。

今、比較という観点から言いますと、私どもはその国に対して 1 年間今年はどういう援助をやるかというのを、現地の大使館とか JICA とか政府と話し合っていてやっていく中で、プロジェクト物はこういうものをやりましょう、それ以外に国内の例えば石油等を輸入しなければいけないんですけれども、外貨が足りないというポーションもある。それであればその分ノンプロ無償が欲しいといったようなことを、毎年政策協議という形で現地ベースでもやっておりますし、その結果を踏まえて本省に報告が来たものにつきましては、本省では国別一課から三課まで 3 つ課がございますが、そちらで今年は何をどういうふうなポーションを入れていくかということを検討しております。そういった意味では一応バランスは、外務省の方でも見ていると考えていただいてもいいと思います。

○松本評価者 ノン・プロジェクト無償については、ある程度の評価をされているという視点からの評価をされているという理解でよろしいですか。

○説明者 さようでございます。

○松本評価者 そこで先ほどコーディネーターに御指摘いただいたプロジェクトにいきますと、このノン・プロジェクト無償もそうですし、ここに出ている例もそうなんですが、物を買うときに調達代理機関を通すことがあるかと思います。日本の場合は JICS を通しているわけなんですけれども、要するにこの手数料が以前、自民党政権時代の行政総点検の中でも指摘されている問題かなと思うわ

けです。

つまり、公益法人である J I C S が例えば 10 億の事業に対して、9,000 万ぐらいの手数料を取っていたりする。手数料というのは途上国政府からそのぐらいのお金を払ってもらっているわけです。

そこでお伺いしたいのは 2 点あって、1 つは例えばインターネットをごらんの人もいると思うので、64 ページの流れの中で途上国政府から調達代理機関を通さなければいけないとなっていますが、これは結果的には無償資金の場合は日本企業が取るわけです。そうすると本当にこのスキームがいいのか。

つまり途上国政府が日本の J I C S という調達代理機関を通して、基本的には日本のタイドですから、その応札を受けるという方向がいいのか、それともこれはもう少しほかの方法をとることで、調達代理機関を通さないやり方というのは考えられないのかというのが 1 点目。勿論これは仕組みについてもしくはあれがあったら訂正をいただきたい。

2 点目はかなり高額な手数料だということに対して、これこそまさに競争がなかなか難しいわけです。世界に 3 つぐらいしかないという調達代理機関ですから、そういう中で現行の手数料について減じることとはできないのかという 2 点について。

○説明者 まず調達するものについてはタイドではなくてアンタイドでございます。

○松本評価者 国際入札を入れているんですね。

○説明者 そういうことです。

調達代理機関の手数料ですけれども、ちなみに J I C S は高いかという議論になるかと思いますが、必ずしもそんなに高くなくて、国連に至っては 14% まで取れることになっていますので、そういう意味ではそう高くないということはあるのではないかと思います。

○松本評価者 しかし、これは多分市川さんがフォローしてくれると思うんですが、J I C S 自体は相当経営的にはよいわけです。我々は行きましたけれども、要するに国連と比べて安いということかもしれませんが、しかしそうした手数料収入を得ている公益法人である J I C S 自体は、相当経営状態はいいと思っています。この辺は市川さんにフォローしていただきたいです。

○市川評価者 済みません、これは明日の話題だと思っていましたので油断をしまして、今日は J I C S の財務諸表を持ってくるのを忘れたんですけれども、確かに経営状態は非常にいいんです。

最終利益自体はそんなに大きくはなっていないんですが、途中のところ、例えばシステム整備費などを収益金が全体で 38 億ぐらいのところ、それほどシステム投資に過剰なものがないであろうという感じがした中で、例えば 1 億 5,000 万円程度のシステムへの投資をしていたり、そういう意味ではかなり実際に厳格にやると利益が隠れているのではないかと、少なくとも財務諸表を見る限りにおいてはそう思うような内容になっているんです。

これはまさに松本さんが御指摘のように世界に調達代理機関は 3 つしかない。イギリス、国連、J I C S ということになる中で、確かに 3 機関で比較をすれば安いかもしれませんが、これは実質上は国丸抱えの公益法人になっているわけで、そういう意味からすれば、もう少し国がそのところをきちんと管理する余地はあるのではないかと、数字の中身になっているということだと、これが多分松本先生が私にフォローせよと言った内容だと思います。

○説明者 松本さんの御指摘は2つに分けて御議論いただく必要があると思っております、1つは日本の無償資金協力のプロジェクトを実施するときに、そもそも調達代理機関なるものを使う必要があるのかどうか。調達代理機関なしでも途上国政府に直接お金を渡して、途上国の側で好きにとは言いませんけれども、約束に従って物を買ってもらえば、わざわざ高い手数料を払ってJ I C Sだとか国連のU N O P Sを入れなくていいではないかというのが1つの論点。

2つ目の論点は、仮に調達代理機関が必要であったとして、日本のJ I C Sがほかに比べれば安いということで入るとしても、J I C Sの手数料はもっと安くできるのではないかと。多分こういうことだろうと思うんです。

今の市川先生の御指摘は主として2番目の論点に関するもので、そこはJ I C Sの手数料をもっと安くできないかどうかというのは、きちんと我々は考えたいと思います。決して国際的に暴利をむさぼっているというほど高くないと思いますけれども、しかし、今の財務体質に照らしてもっと安くできるのであれば、それは安くしたらいいいんだろうと思います。

他方、第一の論点に関しては是非申し上げたいのは、調達代理機関なしで途上国政府に直接お金を渡して、どうぞ約束されたショッピングリストに従って物を買ってくださいと言うと、信用しないわけではありませんけれども、何が本当に買われるかわからない。例えば今、薬がなくて困っているから、こういう薬をこれだけ買いたいんだと言ってショッピングリストが出てきたのに、実際に調達されたものを見て見たら薬と全然関係のないぜいたく品になっていたとか、そういうことがあっては困るわけですから、これは国際的にもこういう援助の世界で物資の調達をする場合には、第三者的な調達代理機関を入れて、きちんと約束どおり物が買われているかどうかを見てもらうのが必要だと思います。

それが言わば日本の公益法人であるJ I C Sである必要は必ずしもないというのは御指摘のとおり。ですから、必ずしもJ I C Sだけを日本の無償の場合は使っているわけではありませんで、イギリスのクラウン・エージェンツを使っていることもありますし、国連のU N O P Sという調達機関を使っていることもあるということでございます。

○松本評価者 おっしゃるとおりなんです。だから最初に言ったとおり、私はノン・プロジェクト無償という方法がいいのかということをお伺いしているんです。

つまり、日本のODAの最も中核となる思想というか考え方が、自立を促すわけです。まさに今、課長がおっしゃったように何を買うかわからない。本来であれば輸入品が買えない、外貨が枯渇していて非常に経済状態が苦しい、食料も困っている。そういう状態で途上国に渡したお金が何を買われるかわからない状態。つまりノン・プロジェクト無償がもともと持っているのは、そういうスキームなんです。ちゃんと手綱を引かない限り大変なことになる。

したがって、そういう意味からいくと本来日本のODAの一貫性を考えたときに、こうしたタイプのスキーム、つまり必ず日本のそういった調達代理機関、日本でなくてもいいですが、先進国の調達代理機関を通さないと適正な買い物ができない。しかも、その後結構面倒なスキームですから見返り資金の管理とか、そういう意味からいけば、本当にちゃんと相手国のためになるようにこのスキームを動かすには、それなりに手間がかかるということだと私は思うので、本当にこういうタ

イブの援助が費用対効果で考えたときに、先ほどの最初の岡田大臣のお話もそうですけれども、限られた財源の中でやるのに本当に適切な方法なのかということが、私の最初のポイントであります。

○説明者　そこの御指摘はおっしゃるとおりだと思います。だから私どもが申し上げているのも、国によって、あるいはその国のそのときに置かれた状況によって、病院を建ててあげるとか、学校をつくってあげるというタイプのプロジェクトが、本当に一番必要だという国や状況もあるでしょうし、ともかく病院が建つとか学校が建つまで待ってられない、今、本当に外貨が足りなくて、例えば石油を輸入しないと国民の生活の根幹がにっちもさっちもいなくなるので、とりあえず根幹になる石油の輸入代金を融通してくれないかという国もあるでしょう。

ですから、無自覚に何でも買っていいということでノン・プロジェクト無償というのは出しているわけではなくて、例えば建物をつくるとか機材をあげるというプロジェクトよりも、こういう輸入代金の支払いに充てる支援をする方が、その国にとっては本当に必要だ。買うものは別に何を買ってもいいと言っているわけではなくて、きちんと事前に協議をして、先ほど申し上げたように調達代理機関も入れて、お互い納得した上で本当に必要なものは買ってもらうということなので、ノン・プロジェクト無償をやっているからと言って何かすごく相手に財布をぼんとあげて、好きなものを買わせているということでは決してない。これは是非誤解のないようにお願いをしたい。

しかし、それが常に本当に一番効果的なのかどうかきちんと検証して、ベストな選択をすべきなのではないかというのが松本さんの御指摘の趣旨であれば、それはおっしゃるとおりであり、まだまだ検証の余地はあるのかもしれない。そこはこれからもきちんと慎重にやっていきたいと思っています。

○コーディネーター　土居先生、どうぞ。

○土居評価者　先ほどのお話で2点目のJICSの問題なんですけれども、先ほどの課長の御発言だと私としては手ぬるいのではないかと。つまり極端に言えば公益法人なわけですから、しかも国が認可しているということですから、しかもその元手が税金である。そこで収益を上げているかのように見えるような収支の黒字が出ているとすれば、場合によっては免税の特権も剥奪して、法人税を納めていただけますかというようなことぐらい考えてもおかしくないような状態だと思っています。

わざわざ法人税を払うぐらいだったら手数料を、極端に言えば乾いたぞうきがこれ以上絞っても水が出ないというところのレベルに、ほかの国は別ですが、日本のODAに関連するところでは、日本のODAで結局国の関連する組織である以上、勿論費用の分はちゃんとお支払いするべきではありますけれども、そこで内部留保が出るほどまでに彼らにお金を渡すという必然性は基本的にはなくて、むしろそういう意味では適正にすること以上に、収支の差がきちんと調達代理機関の業務に関連する部分では、基本的には収支がゼロになるぐらいのところまで手数料を下げても、そもそも収益を追求する機関ではないわけですから、そういうことであっていいのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○説明者　そこは幸か不幸かと言うと余りにも率直かもしれませんが、この前の公益法人の事業仕分けのときには対象になっていませんでしたが、対象になっていたら多分土居先生が今おっ

しゃられたような議論は当然出てきたんだと思うんです。

今回この外務省の行政事業レビューでこういう御指摘をいただいたということですので、そこは内部留保を例えば今、直接国庫返納できる仕組みはありませんけれども、あるときほかの法人との関係で議論になっていたように、何らかの形で国にお返しするようなことが考えられるのかどうか。あるいは恒常的に収支がプラスになるような状況になっているのであれば、そこは例えば手数料を見直す余地があるのかどうかということについては、きちんと J I C S とともに話をさせていただきたいと思います。

○コーディネーター 簡潔をお願いします。

○説明者 年度によって収支が大分違うと思います。というのは補正があるときには要するに増えていて、ないときには少ないということだと思います。

○市川評価者 確かに過去 6、7 年の資料をいただいて見たんですけれども、累積的に見ると利益が出るんです。おまけに先ほども言ったように、J I C S のようにほとんど国に依存している事業をやっているながら、例えば広告宣伝費に 2,300 万円かけていて、いわゆる先ほど申しましたようにシステム開発に年間 1 億円以上のお金を使っているんです。ですから、そういったものも多分きちんとやれば、もっと出るはずなんです。

これは我々の立場からすると、我々というのは私はこの手が専門なものですから、その立場からすると、これはものすごく使わなくてもいいところにお金を入れて、利益が最終的にボトムラインに落ちてくるのを、あえて防いでいるような印象を受けるんです。ですから、そこも含めて是非見直しをしていただきたいなと思います。

○説明者 そこはきちんと精査させていただきます。

○コーディネーター コメントシートを書きながらをお願いをいたします。

○土居評価者 本当は私が質問をしたかったのは 158 ページからで、手数料という意味ではまだほかの点もあって、先ほど来議論になっているんですけれども、その議論が途中で終わってしまったような印象があったので、私が更にここについて詳しく御質問させていただきたい。

例えばこの MD G s の予算で 158 ページのプロジェクトについて言えば、流れで言うと 160 ページのところになると思うんですけれども、確かに先ほど来の御説明で基本的にはタンザニア政府が J I C A の推薦を受けて、コンサルタントを雇うという話になっているということなんですが、ここからの問題として、そのコンサルタント契約の金額が適切であるかどうかということについて、最終的には外務省として責任をお持ちになられるというものなのでしょうか。

それとも、不適切であってもそれはタンザニア政府が御判断なさったことだから、我々としてもいかんともしい難いとなっているものなんでしょうか。改めてお伺いしたいと思います。

○説明者 今のコンサルタントの経費につきましては、事前の調査の段階から積算を積み上げてまいりまして、実際に本体の実施に当たる際にどういう契約額であるかというのは、今 J I C A に無償実施部分に移りましたから、J I C A で積算については厳しく見ております。そこで確認をした上で契約認証ということで、その契約が適切であることを認証してまいりますので、そういった意味で J I C A と一体である日本政府として責任を持つということだと思います。

○土居評価者 そうすると、極端に言えばタンザニア政府が法外なコンサルタント料を払おうとなさったと仮にしたら、このケースということではなくて、例えばこのケースが未実施の段階で、そういう試みがなされようとした場合には、御省ないし J I C A が止めることはできるということですね。

○説明者 今、申しあげましたプロセスで言いますと、契約認証の段階で余りにも事前の概算値と違う数字が出てきた場合、当然それは中身はわかりますので、その段階で止めることはできると思います。

○土居評価者 最後の質問ですが、そうすると、もし今後こういう O D A 絡みでコンサルタント契約、それ以外の手数料も含めてあり得ると思うんですけども、必ずしも適切でないことがわかった場合には、その金額については厳しく精査なさるというおつもりでいらっしゃるということだと理解してよろしいですか。

○説明者 そのとおりでございます。

○青山評価者 コンサルタントの流れなんですけれども、本体のタイド、アンタイドではなくて、コンサルタントについて海外のコンサルタントを雇用していないという実情があるという話があったんですが、これは何か規則で縛りがあるんでしょうか。

○説明者 これはそもそも無償資金協力と有償資金協力、いわゆる円借款とでは考え方が違う部分がございます、無償資金協力ではない円借款というのは日本政府がお金をお貸しして、相手国政府が借りたお金を使って事業をするわけですから、言わば平たく言えば借りた金をどうやって使うか、こちらに任せてくれと、相手国政府に言われても余り文句を言えない事業ですけれども、無償資金協力というのは言わば日本政府がお金を差し上げて、それで病院をつくったり学校をつくったりするという話なので、それはどういうものをつくるかについても、それなりに口は出させてもらいますよというのが基本的な発想としてあります。

コンサルタントのところをいわゆる日本タイド、日本のコンサルタント業者に限っているというのは、我々の立場からするとせっかく貴重な税金を使って援助をする以上、できるだけ日本的な長持ちのする、きめの細かいいい施設なりいい機材を提供して、長く使ってもらいたいという気持ちがございます。例えば学校をつくるにしても 5 年か 10 年したら雨漏りがして教室が壊れてしまうようなものではなくて、長く、しかも余り手間暇かけずにメンテナンスして使ってもらえるものをつくりたいというのがあるので、それが何かというと設計なんです。日本的なよさを活かした設計をする。その設計をするのは例えばコンサルタントなので、そういう意味でコンサルタントのところは日本企業タイドにしているということです。

○青山評価者 今のお話はごもっともだと思うんですが、もし日本のコンサルタントと同等の水準のレベルのコンサルタントがもし仮に海外にいて、しかもより低廉な金額でできる。ただ、問題は日本とのコミュニケーションだけの問題で避けるのであれば、それは違うかなという気はするんです。

ちなみに M D G s の 65 ページのコンサルタントでアンジェロセッタとエコーという片仮名の 2 社があるんですが、これはどういうスキームですか。

○説明者 アンジェロセッタは日本とフランスの合併です。

○青山評価者 日本のコンサルタントが主宰。

○説明者 そういうことです。エコーは名前だけが外国名ですが。

○青山評価者 やはり日本なんですか。

○説明者 ちなみに、今の青山先生の御指摘の後半にお答えすると、確かにおっしゃるとおり、別に日本のきめ細やかな設計をしなくても、外国のコンサルタント会社でも同じようにできるような案件で、かつより安くできて、実施にも不便がないんだったらそれでいいではないかというのは、確かにそうなんです。

ですから、無償資金協力のこれまたスキームの話になってしまいますけれども、コミュニティ開発無償といって、本当に村とか町のレベルの開発をするための無償資金協力で、例えば学校につくるにしても立派な高校をどんとつくるのではなくて、本当につくりは簡単だけれども、小学校の教室を全国各地に幾つもつくるというような案件があった場合に、そのモデル・モジュールと言うんですか、日本で言えば要するにプレハブの校舎みたいなものさえ決めてしまえば、同じものをいろんなところにつくるだけでいいという話であれば、必ずしも日本のコンサルタント会社が詳細に設計をする必要はありませんので、コミュニティ開発無償のようなケースでは、日本のコンサルタントではない外国のコンサルタントあるいは現地のコンサルタントの参入も認めているケースがございます。

○コーディネーター 市川先生、どうぞ。

○市川評価者 青山先生とはある意味では同じなんですけど、ある意味で逆になるんですけども、OECDがDACのそれぞれの国について、ODAを出している部分と民間投資が行われている部分の数字を出していますね。2007年のものが手元にあるんですけど、これで見るとOECD平均でODAに対して民間資金がどの程度出ているかというと、DAC平均で約3.0倍なんです。これに対して日本は2.8倍であって、アメリカは4.5倍、イギリスは3.6倍、フランスも3.5倍で、ドイツだけは2.1倍で、いわゆる主要国の中では日本よりも低い。

また観念的な話になってしまうんですけども、日本の場合、何でもっと民間投資も呼び込んで巻き込んでいくような形のODAになっていないのか。多分、国のお金だけだと限界がどうしてもありますから、そういう意味ではより民間の資金を呼び込むような形でODAをやった方が、相手国のためを考えても全部ではないと思うんですけど、かなりの部分、相手国のことを考えても、より日本の顔が見えるODAになっていくような気がするんですけども、その点についてはいかがですか。

○説明者 これは本当によくぞ聞いてくださいましたと私も言いたいんですけども、今、市川先生から御指摘があったのは多分根本的な問題で、要するに日本のODAというのは何のために使うのか。勿論、途上国の困った人を助けるために使うわけですけども、その途上国の困った人を助けるために使うという場合でも、全く日本の国民あるいは日本の企業にもたらされる利益を考慮せずに、例えば先ほどのコンサルタントの話でも、とにかく安い方を使いなさい、あるいは同じお金でたくさん何かできることをしなさいという発想と、もともと日本の税金で、日本のODAだって

最後は何か日本のために役に立たない限りは、税金として使い道はおかしいんだから、日本の企業あるいは日本の国民の利益になることを考えなさいという、2つ流れがあるんです。

日本のODAの歴史はある意味で日本国民のため、日本企業のためという色彩が色濃い援助から、どんどん世界全体のため、人道的な色彩のためというところに移ってきたという歴史がありまして、逆に日本の企業の皆さんんかがODAは商売にならないと言って興味を示さないという、ODA離れという現象がございます。

それを何とか食い止めなければいけないということで、今、例えばよく新聞に最近載っていますが、海外のインフラパッケージを日本の企業が受注するときに、何とかODAで周辺を整備するとかしてお役に立てないかとか、日本の企業が持っている優れた環境技術とか省エネ技術をODAの中で活かさないかとか、我々はそういう工夫をしようと思っているところです。

ただ、先ほど市川さんが言われた民間投資とODAの数字の比率に関してだけ言うと、これは各国の税制の違いとか、あるいは寄附の文化の違いとか、企業の本国と海外展開の度合いの違いとか、いろんな理由があると思います。一概に日本が低いのがODAの在り方のせいだということでもないだろうと思いますけれども、もう少し日本の企業あるいは日本の国民に、ODAのメリットがわかりやすくする工夫というのは、MDGsのような困っている人を助けるという目的と、うまく両立する形でやっていかなければいけないというのが我々の考えです。

○市川評価者 1つは、この数字だけを見て申し上げているわけではなくて、これは1つの例だと思っています。

2つ目はコンサルとか日本企業であったとしても、やはり価格は適正であるべきだと思うんです。その話と民間投資を呼び込むようなという話は、同じように見えて違う部分があると思うので、そのところはしっかり認識をしていただきたいと思います。

○コーディネーター ここで切らせていただきます。後ほどまとめてまた振り返ります。

この間の議論で大きかったのは、いろんな目的のためにお金を出す、その中間の部分が多かったと思います。調達代理機関のJICSの名前がずっと出てきていましたが、多分2つ目のグアテマラでやっている部分でいくと、その調達代理機関手数料として9,400万円を出していて、その部分の手数料の内訳などがなかなか見えてこない。市川さんからその部分の中で広報に使っているというお話もありましたが、そういう部分の適正化についての議論が多かったと思っています。

それプラス、今、市川さんからお話がいったように民間資金をどうやって吸収するかという話とセットかなと思っています。

では、コメントシートを書き終わった方は回収をお願いします。もし最後に意見があればお伺いいたしますので、一旦ここで技協に入らせていただきます。最後に簡単に一言だけ。

○渡辺評価者 アジアの道路建設の現場で、実際に工事を請け負っている建設会社から聞いた話なんですけれども、ここまでのスペックにする必要はない。要するにそこまで日本規格にする必要はない。ここは無駄だという声も実際に聞いたことがありまして、やはりコンサルで日本企業を必ず使うということが本当にいいのかどうかというのは、それは一例であるんですけれども、もう一度考えるのがいいかなと思います。

市川先生とは逆の立場になるんですが、本当に日本企業がもうかるようなODAにすればいいのかという点に関しては、私は今、大学で教えているんですけども、学生なんかにですぬ途上国にとってプラスの援助、あるいは、日本の企業、日本の国益になるような援助、どちらかという途上国のためになるような援助をしてほしいという意見の方が強いです。

なので、それは両方の立場があるんですが、余り日本ということを見ると、学生のような一種純粋とまでは言えないかもしれないですけども、国民の中でODAというのは本来途上国のためにあるものだという人たちを、逆にがっかりさせるというか、ある意味ODAは何だということになりかねないので、そこら辺はバランスの話であると思うんですが、余り日本企業、日本ということは強調され過ぎない方がいいのかなと私は思います。

○コーディネーター 最後に一言。

○中里評価者 67 ページの下の方にウズベクとキルギスに対する人材育成奨学計画がございます。何で同じタイトルのものが幾つもあるんですか。

○説明者 これも無償資金協力のスキームの話になってしまうんですけども、途上国の人材育成をするために、途上国の政府で働いている人に日本に来てもらって、日本で修士号などを取るのにお金を出すというのは全部こういう件名で、ですから食糧援助とかノン・プロジェクト無償資金協力と同じような1つのカテゴリだと思っていただければ、そういうことでございます。

○コーディネーター 続いてお願いします。

○説明者 技術協力ですけども、時間が押していますので、先ほどの無償資金協力と同じように資料8、皆様のお手元の資料だと167ページ以降を使って、ごくごく簡単に事業とお金の流れをまず御説明させていただきたいと思います。

○説明者 それでは、私の方から技術協力について簡単に御説明させていただきます。

168 ページ、個別の案件につきまして3つ挙げてございますけれども、基本的な資金の流れを含めた構造は一緒でございますので、最初の平和構築・テロ対策の推進、このアフガニスタンにおける基礎職業訓練技術協力プロジェクトについて御説明させていただく中で、全体の仕組みを御説明いたしたいと思います。

技術協力は日本のODAの国づくり支援の中核となる人づくり、途上国の人材に対する開発のための技術移転が目標になっておりますけれども、単に無償資金協力とか有償で物を、魚を与えるのではなくて、魚の釣り方を教えてあげることのために、主に専門家などを現地に派遣したり、あるいは途上国の将来有望な人材を研修員として国内に受け入れたり、現地で専門家の人が技術移転をするときに機材を使って、実際にこういうふうに使うんだよという形で、付随的でありますけれども、こういった要素を組み合わせる技術協力プロジェクトなど、幾つかの類型がございます。相手に資金を与える無償資金協力とは異なって、JICAと途上国がある意味共同事業でやって、相手国の能力向上を図るという協力方式でございます。

冒頭、技術協力におきます外務省とJICAの役割について、一言パネルを用いて御説明をさせていただきますと思います。

外務省の役割ですけども、日ごろから途上国の開発ニーズの分析とか、現地で調査を行ってい

る J I C A と緊密に連携調整しながら、相手国政府との政策対話、その国に対する援助政策の策定とか、正式に相手国から技術協力、こういうものを作ってほしいという要請を受け付ける要望調査、あるいは実際に今年度こういう案件をやろうという案件の採択、具体的な政府間合意といったところを外務省が行います。

J I C A はそれに先立つ相手国政府による案件の形成の支援、どういう要望を出したらいいとか、実際に外務省が案件の採択を年度に行いますけれども、決定した案件について限られた予算の中で開発目標を達成するために、最も効率的にやれるよう専門家を何人送るとか、研修員を何人、何年間で受け入れるとか、そういう投入内容を決定する。相手国と一緒に事業を行って、実施中もモニタリングをやったり、終わった後には評価をやって次の事業に活かす。問題があれば問題を教訓として次の類似の事業に活かすといったような役割の分担がございます。

こういった構図を頭に置いていただきまして、このアフガニスタンの訓練のプロジェクトについて具体的に御説明いたしますが、168 ページになりますけれども、これは平成 17 年から 5 年間で 4.67 億円です。今回、行政事業レビューの対象となっている 21 年度につきましては 1,100 万円を支出いたしました。これはここに書いてありますとおり、アフガニスタンの元兵士とか、女性などの社会的弱者の方々の基礎訓練、溶接、板金、配管、裁縫といったような生計支援、社会復帰を支援するものでございます。

案件の採択に至る流れは、今申し上げましたパネルと基本的に同じですので、169 ページにありますけれども、割愛させていただきます。

具体的な資金の流れについてですが、170 ページをごらんください。これまでの全体の成果もここに記載させていただいておりますけれども、これまで日本人の専門家の派遣とか国内における研修員の受け入れなどを通じまして、相手国における職業訓練センターの運営計画の策定などを支援したり、その中で下の方に書いてございますが、除隊した兵士、女性を含めまして 106 名の訓練指導員、訓練をする人の指導員を育成するとともに、実際に末端の方々についても 3,000 名に対して基礎職業訓練を行っております。

具体的な資金の流れですけれども、J I C A からは 1,100 万円と申し上げましたが、その内訳は②民間業者は 21 万円ですけれども、具体的には現地の治安状況が非常に悪うございますので、昔 J I C A の研修員として参加したイランの第三国専門家に現地に来ていただいて、その航空券の手配などで 21 万円。

③専門家等は今、申し上げたイラン人のほかに日本人の専門家が 1 名、計 2 名がございしますが、この方々の滞在経費として 598 万円。

⑤現地活動経費は具体的に何かと申しますと、御案内のとおり電力事情が非常に悪うございますので、発電機の燃料代を始め、いろいろと現地で職業訓練のセミナー、ワークショップをやるときの現地スタッフの雇用費など、在外での支出として 504 万円。この中には安全対策上のガードマンの雇用費なども現地活動費の中に含まれてございます。こういったような形で支出を行いました。

第二、第三の M D G s のケニアの理数科教育、ラオスにおけます森林保全の技協プロジェクトにつきましても、基本的には同じ構造になってございますので、この後の質疑応答の中でいろいろと

さらなる説明をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○コーディネーター ありがとうございます。それでは、事務局より論点の説明をお願いいたします。

○事務局 まず1つですが、やはり技術協力につきましてもコンサルタントあるいは業者との契約というものの競争性が担保されているのか。それゆえにコスト高になっているのではないかという論点がございます。

それから、他国に比べて我が国の専門家の手当が割高になっていないだろうかという点。

3番目、技術協力事業の成果というものをいかに定量的に測定して、それを内外に対して示せるか。プロセスを評価するのではなくて結果で評価すべきではないか。

以上3点でございます。

○コーディネーター ありがとうございます。それでは、同じように御質問をお願いします。

○青山評価者 先ほどのコンサルタントの続きでもあるんですけども、海外コンサルタントがどうかというのは日本の資金を使うかどうかという大きな議論もあるんですが、細かな話で日本のコンサルタントを使って、再委託みたいな形で海外のコンサルタントを使うケースというのは多いのでしょうか。その場合、間でフィーを取るので、その分無駄につながる可能性もあるかなと思って、それがどのぐらいの可能性であるのかどうかを確認したい。

○説明者 お答えいたします。基本的には技術協力の場合は日本の技術を必要とするコンサルタントでございますが、例えば測量ですとか定型的な業務につきましては、現地で現地のローカルコンサルタントを再委託して、その分経費削減といったことにもつなげております。

○青山評価者 その場合も再委託率みたいなものが、それほど高くないというのが現実なんでしょうか。

○説明者 10%ぐらいです。

○市川評価者 純粋に教えていただきたいんですけども、105 ページ目、例えば平和構築・テロ対策のための技術協力というときに、見ているとどうも2つのカテゴリがあるような気がするんです。

1つは例えば2番目にあるような海上保安調整組織の体制強化、警察行政比較セミナー、航空事故調査官能力向上プロジェクトとか、こういういわゆる官の仕事と、その一方において例えばバリ島、安心なまちづくりプロジェクトとか、これも官なのかもしれませんが、比較的コンサルを使ってやるような民の仕事という、この2つのカテゴリがあるように思うんですけども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○説明者 これは技術協力と言っても相手が誰かによって変わりますので、今、市川先生がおっしゃったように、相手国の行政当局の能力向上みたいなものを直接目的とするものであれば、相手側が官になりますし、そうでなくてバリの安全なまちづくりプロジェクトというのは恐らくバリ島のテロ事件の後の復興のところで行った話だと思いますけれども、これは当局だけ訓練しても町全体が平和を取り戻さなければということで、もう少しいろんな関係者を入れてということだと思ふん

ですけれども、官と民があるのではないかというのは御指摘のとおりではあります。

○市川評価者 例えば官の場合、海上保安調整組織とか警察行政という場合は、多分技術指導できる人が官の人ということですね。ということは官の方が、例えば日本であれば警察庁の方が行かれる場合というのも、このコストの中に入っている。

○説明者 そうです。日本の官の方に専門家として行っていただく場合もありますし、先方の官の方に日本に研修に来ていただいて、日本で日本の官の方が研修の講師をする場合もあります。

○市川評価者 その場合に 102 ページ目の A～E で言うと、官の方が行かれる場合のコストというのは、これはどこに入るんですか。

○説明者 行く場合は C の専門家です。

○市川評価者 ということは、C には官の方もおられるし民の方もおられるということですね。

○説明者 そうです。

○コーディネーター 宮本先生、どうぞ。

○宮本評価者 それぞれの事業内訳の一番最後のところに事業共通経費、例えば 156 ページですと事業共通経費で 83 億円あるんですけれども、こういったものは主にこういった内容のもので、どういったところに支払われるものなのかどうか教えてください。

○説明者 事業シートをつくりましたときに、コンサルタント、専門家、研修員とかありますが、プロジェクトに結び付いてくるものにつきましては、それより前のところに全部各プロジェクトで支出している経費ということで出しております。

一番最後に共通経費としてつけましたのは、プロジェクトにくっついていないんですけれども、例えば研修事業を行うときの国内での研修施設の建物管理経費ですとか、あるいは研修管理員の配置の経費ですとか、そういうものがここに入っています。

今お話が出ましたけれども、専門家が途上国にまいります際に安全対策ですとか、あるいは健康、例えば予防接種などについては、プロジェクトごとに計算はできるんですけれども、我々の支出としてまとめて、例えば予防接種を買うときにまとめて購入しておりますので、一々各プロジェクトに配付できませんので、そういうような経費。それから、いわゆる情報システムといったものがここに入っております。

○中谷評価者 先ほどお話にあった海上保安体制強化、海賊対策とか、これ自身は非常に重要な案件だと思います。他方で国土交通省や海上保安庁も恐らく何らかの予算を持ってやっていらっしゃるのかなと思うんですが、もしそうだとすれば、その辺りの調整とか住み分けなどはどうなっているのか。

○説明者 お答えいたします。各府省が行います技術協力というものがございまして、これは各府省の設置法で定めておられる、所掌事務に関する国際協力を実施するということができます。ただ、そこでまさに中谷先生御指摘のとおり重複があったりすると、これはまさにむだでございまして、ここは外務省がきちんと法律上調整することになっておりまして、具体的にどのようにしているかと申し上げますと、データベースをつくりまして霞ヶ関 WAN データネットワークというのがございまして、これは各府省の技術協力の担当者であれば誰でもアクセスできるんですけれども、ここ

で総覧できるという形になってございます。ですから、今回インドネシアにおきます海賊対策の技術協力プロジェクトにつきましても、これは国交省あるいは海上保安庁でやっている技術協力との重複はございません。

○松本評価者 先ほど宮本さんの御質問の事業共通経費なんですが、これを含めて統計上はODAになるという理解でよろしいですか。

○説明者 そうです。

○松本評価者 この割合がどのぐらいが適正かということについて、何か外務省の御見解はありますか。要するに単体で見ると、ものすごく大きく見えるわけですが、例えば平和構築・テロ対策のうち、何%ぐらいを事業経費として入れようとか、あるいはそのぐらいに抑えようとか、そういう方針はあるんですか。

○説明者 それは正直言うとないです。何%が適正かというのは事業の形態によりますので、例えば同じ専門家の方に途上国に行って、その専門家として活動してもらう場合でも、行き先が比較的健康状態のよいところであれば、例えば予防接種を打たなくてもいいですし、それは対象プロジェクトが変われば経費も変わるということで、一概には言えないと思います。

○松本評価者 ただ、いただいた資料でいくと、例えば平和構築・テロ対策であれば、事業共通経費が49億6,700万円のうち、事業部門における人件費、物品費がやはり多いですし、それぞれそこが大きいと思うんです。健康管理の部分もMDGsのところはやや高めですが、さほどでもないということを見ると、この事業部門における人件費というのがやはり結構大きいと思うんです。

そこで御質問したいのは、JICAが新JICAになって無償資金協力の実施、今までは実施促進だったJICAが一般無償については実施ができるようになった。それから、3スキームを統合するという意味からいくと、その後のこうした事業部門の経費の効率化というのが進むことが期待されると思っているわけです。

ただ、それもこれも事前にいただいたところでは、その際に人員を削ったということでしたが、4名となっていたんですけれども、質問をしたいのは2つありまして、何名のうち4名を削られたか。もともとの母数は何名であったのかということと、2点目は新JICA設立後、この事業部門の人件費、物件費というのはどのぐらい削減されたのか。この2点について教えていただきたい。

○説明者 現在のところ、JICAの職員の数につきましては1,664名となっております。これは統合前のJICAの人数と、旧JBICの海外経済協力業務の部分の人数を足したものです。足すときにマイナス4をしておるという意味でございます。

○松本評価者 外務省を削ったわけではないんですね。JICAだけなんですね。

○説明者 外務省の削った数は外務省からお答えします。

○説明者 外務省の人数につきましては、JICAの統合前は無償資金技術協力課というところで定員上53名おりましたところを、4名削減させていただきました。

○松本評価者 私はJICAを聞いているのではなくて、この技術事務共通経費について伺っているので、私は別にJICAと言っているわけではないんです。この母数全体に対して一体どのぐらい事業部門における人件費、物件費が削減されたのかというところを伺っているんですが、それに

については。つまり、この経費というのは J I C A と外務省両方合わせてですね。

○説明者 これは基本的には J I C A 交付金の中での予算ですから、ここに出てくる数字は基本的には J I C A の数字ではあるんです。なので、松本さんの今の御質問に対する答えも、そういう意味では J I C A から答えるのがよろしいかと思います。

○松本評価者 そうすると、外務省側の人件費は一切 O D A から出ないという理解でよろしいですか。外務省側の国際協力に携われている方々の人件費はないということですね。

○説明者 ここの O D A には出てきません。ただ、政府全体の O D A 予算の中には一部入っているものもありますけれども、今お手元にある資料に計上してある予算というのは、言わば技術協力の事業として行った予算ですので、その予算の中には外務省の政策サイドの人件費は入っていないということです。

○松本評価者 わかりました。

○説明者 先ほどの 2 番目の質問、予算がどのくらい減ったかというのは J I C A の方から。

○説明者 統合後どのくらい人件費が減ったかということですが、統合をしてからまだ 1 年半でございますので、一応毎年 1 % ずつ切っていくって、今、御質問のあったのは共通経費の中に入っている人件費ということでしたけれども、それ以外に一般管理費の部分で J I C A としては人件費をいただいておりますので、その両方の人件費を合わせて毎年 1 % の割合で、5 年 5 % の人件費を削減することは着実に実施をしております。

○土居評価者 先ほど 170 ページで事業の内容について御説明いただいて、そこで更に専門家を派遣して、現地活動経費としても現地で支出が必要になった分について認めているという御説明があったと思います。

それとの整合性ということで事業シートの 103 ページ、例えばこれは平和構築・テロ対策のケースですが、103 ページ C の専門家に対する支払いということで、特に一番高い金額をお受けになっておられる個人の方で、2,000 万円という金額があるんですが、一見すると 2,000 万円というところの財団法人の高額な報酬を受け取っている理事長とか、そういう方の年収に近いような気がするんですが、これは先ほどの 107 ページの専門家に給与として支払っている部分と、活動経費として払っている分の合算の金額ということでよろしいでしょうか。

○説明者 103 ページに出てまいります 2,000 万円につきましては、給料と手当でございます。

○土居評価者 ということは、103 ページの個人には現地活動経費は含まれていないということでしょうか。

○説明者 含まれていません。これは専門家に払う手当と給料でございます。

○土居評価者 そうなんですか。そうするとこれは純粋にお受け取りになっておられて、別にこれから身銭を切って現地で活動するとか、そういうことに充てられるものではない形で受け取られる金額が、103 ページに書いてあるということでしょうか。

○説明者 はい、そうです。

○説明者 給与と在外手当ですね。J I C A の仕分けのときに少々問題になりました。この人たちは J I C A の職員ではありませんけれども、専門家の方々にも海外で活動していただくときには、

それに見合った手当がありますので、その合計額ということですね。

○コーディネーター この方でいくと何日ですか。人によって違うと思いますけれども、2,000 万の人でいったら何日分でこの金額になっているんですか。

○説明者 この2,000 万は1 年間の額でございます。

○コーディネーター 1 年間丸々派遣されていた方ということですね。

○説明者 はい。その場合です。

○土居評価者 そうすると、これとまた別に現地活動経費が支給されているということだとすると、相当もらっていらっしゃると思うんですけども、ちなみにこれは外務省にお伺いした方がいいと思いますが、在外手当については見直しの方向で検討しておられるということなんですけれども、これは実績なので、今後も J I C A の専門家にもそういう在外手当の見直しというものが、適用されるということだと理解してよろしいでしょうか。

○説明者 先ほど申し上げたように、J I C A の職員と J I C A の専門家として行っていただく人と、全く同じ給与体系ではありませんけれども、J I C A の職員に対する給与、在外手当が高いという御批判は、当然 J I C A の専門家についても当てはまる。勿論、高いから単に安くするということではないと思いますが、きちんと妥当性、必要性を精査して、適正な水準に持っていくという意味では専門家の待遇も含めて J I C A にきちんと検討させたい。我々も勿論に相談にあずかりたいと思っております。

○土居評価者 ありがとうございます。最後に 170 ページの先ほどの現地活動経費の件なんですけれども、この現地活動経費の適正性についてどういうふうにチェックしておられるのか。例えば私物を経費で購入しているとか、そういうものがあるとそれは認めないとか、そういうものについてはそれなりのチェック体制が必要だと思うんですが、どのようにチェックされているんでしょうか。

○説明者 現地活動経費につきましてはすべて精算制でございまして、専門家が勝手に使うというよりも、まず計画があって、その計画に従って使って、最後には使ったものを領収書と付き合わせてチェックしてございます。

○松本評価者 関連なんですけど、こういう場で言うのは心苦しいんですけども、やはり私も海外にいて J I C A 専門家に対してのさまざまな評価を聞きます。こう言ったら申し訳ないですが、余りやることもないのにとってもよい環境で海外暮らしをしているかのように言われる専門家も明らかにいらっしゃることは事実ですし、そういうことが国民の目に映ることも私はあると思います。

そういう中で専門家という人たちに対する何らかの評価、つまり本当に最初に期待されていたものは何で、それをその専門家はどのように果たしたのかという点については、どのような体制でフォローされているのかを教えてください。

○説明者 専門家の評価については、原則 3 か月以上の派遣の専門家の方々には全員評価をしております。その評価結果を次期の評価に活かすということをやっております。3 か月未満であっても、特徴的なことがある専門家については必ず評価をしているという現状です。

○松本評価者 外部評価、あるいはその評価の公開については、どのような形でしょうか。

○説明者 これは専門家等のプライバシーに関わることもありますので、公開はしておりません。ただ、評価の過程でカウンターパート等の意見を聞いた上でちゃんと評価をしておりますので、そういった意味では外部の意見も入れていると我々は認識しています。

○説明者 補足させていただいてもいいですか。先ほど無償資金協力のところでも言いましたけれども、やはりODAの評価は今まで日本のODAの中ではっきり言って弱かった部分だと思うんです。

松本先生が言われたみたいに個々人ではありますけれども、ちゃんと働いているかどうかをきちんと評価しなければいけないとの御指摘のとおりで、JICAはJICAとして一所懸命やっているとありますが、今回実はJICAの事業仕分けあるいは公益法人の事業仕分けの過程で、いわゆるハトミミ、国民の皆さんから御意見をお寄せいただきたいみたいなコーナーに、物すごくいっぱい今おっしゃったような投書があって、私どもはショックを受けたんですけれども、中には正直言って誹謗中傷みたいな感じのものもあるんですが、大多数は非常に真剣に日本のODAについて考えてくださる国民の方々からの投書でした。

今後ともそういう御意見も参考にしたいと思ひまして、先ほど申し上げたODAの評価を変えていく中で、気がついたことがあれば我々におっしゃってくださいという、国民の声みたいなコーナーをつくらうと思っています。ですから、専門家の話でも先ほどの松本さんのお話みたいに、この人は働いていないぞという人がもしお見かけになったら、そういうところに御意見をお寄せいただければ、私どもの方で責任を持って評価をして、本当に働いていなければ変わってもらう。ちゃんと働いていたら働いていましたよと言って御意見をお寄せいただいた方に、きちんとお返しするということをやっていきたいと思っております。

○コーディネーター 一番重要なところは、雇用を吸い上げて変えるところです。まさにだめだったのが変えられるかどうか重要だと思います。そこが今後の一番大きなところだと思います。

○説明者 おっしゃるとおりです。

○松本評価者 この件で最後に手短なんですけど、給料の二重取りというのは今はないということですか。自分が官の方であれば役所から給料をもらったり、あるいは民の人でも専門家の手当と自分の出身母体の給与と、この二重取りは今はないということでしょうか。

○説明者 官の場合は国家公務員の給与法に従って、ちゃんと手当がされていると思います。我々は在外での手当を官の方々に払っているというのが基本です。

民の場合は、我々は民に対しては行っていたいただいた方々の在外での手当、それから、もし所属先があって所属先が専門家に何らかの給与を払っているのであれば、その給与の明細をいただきまして、その明細に基づいた給与補てんをしております。

○市川評価者 やや関連する話なんですけれども、3つに共通するところだと思うんですが、例えば102ページの平和構築・テロ対策のところではB民間業者等は172法人あります。仕事は技術協力プロジェクト等の実施に付随して、日本国内で支出している経費ということで機材費、研修管理業務、旅費、事務費、賃料といったことが書いてある。それぞれ見ていくと平和・テロ対策であるとB民間企業の最大の支出先が、財団法人日本国際協力センター、つまりJICEである。MDGs

のところを見てもB民間企業は115ページですけれども、やはりJ I C Eで33億円。更に環境・気候変動分野における途上国支援においてもトップに来ているのがJ I C Eである。これは何かJ I C Eがこうなる必然性というのはあるのでしょうか。

○説明者 これは事業仕分けのときにまさに議論されていたことでもあるんですけれども、この部分は国内研修員の受け入れなんです。そこは21年度まではJ I C Eに受託をお願いしてきましたので、ただ、これにつきましては御説明いたしましたが、22年度につきましては分割いたしまして、民間の競争性を導入しております。

ただ、仕分けのときには更にコスト縮減をして、本来J I C Aがやるべきことは内製化して、民間に出せる部分については競争性を高めようという御指示を、年度内に最適なモデルを出せということを言われておりますので、今、作業中でございます。

○渡辺評価者 それに関連してですけれども、民間業者を見ると上位10社が3つとも全部日本の業者だと思うんですが、これはタイドで日本業者でなくてはならないことになっているんですか。

○説明者 そもそもカテゴリBというのが技術協力の事業を行った中で、日本国内で支出したお金を書きなさいという御指示で、これは行政刷新会議からの統一フォーマットでつくっていますので、なので自然的に日本の業者。しかも今の御指摘のあったJ I C Eを別にすれば、ほとんど旅行関係の会社だとか、N T Tコミュニケーションズは通信代、電話代ですので、ですからタイドにしていると言えばしているのかもしれませんが、そもそも日本国内で使ったお金なので、日本の会社がずらっと並んでいるということです。

○渡辺評価者 タイドかどうかなんですけれども、先ほどのコンサルの話にもなるんですが、実際に技術協力をするに当たって関連資機材を供与するに当たって、日本のものがある場合もあるでしょうし、そうでなければコンピュータでも現地で買えるものもあるでしょうし、日本のすべてというのであれば当然そこでもってコストが上がってくるでしょうし、そこら辺で効果的にコストを削減する努力はされているのでしょうか。

○説明者 まさに先生御指摘のとおり、そのような方向でやっておりまして、例えば人命や安全に関わるような案件については、やはり日本の無償（資金協力）をただ向こうにあげるだけではなくて、それがきちんと使われるとか、ずっと長持ちするとか、例えばバングラディッシュには100ぐらいのサイクロンシェルターを適用しております。これによって毎年サイクロンが来ますけれども、その被害者、死亡者数が結果的に100分の1ぐらいに減って、実際に人命が助かったというところがございます。

ただ、先生から御指摘にあったように、定型的で事業量の拡大が必要な、例えば学校とか、そういったものについては現地業者をどんどん使うような形で、最適なコスト縮減の取組みをやってきておりまして、20年度につきましては無償資金、有償もそうですけれども、5年間で15%コスト縮減しようという取組みを自主的にやっておりまして、20年度のデータがあるんですが、これにつきましては該当する予算の2.9%、13.1億円のコスト縮減効果が確認されました。現在も21年度分については集計中です。引き続きコスト縮減については取り組んでいく考えです。

○説明者 技術協力につきましては、機材につきましては今やほとんどが現地での調達あるいは第

三国での調達になってございます。

○松本評価者 コンサルタントの間接経費について、これは事業仕分けの中でも指摘をさせていただいているんですが、改めてなんですけれども、この前 J I C S へ行ったときだったと思いますが、J I C S ではたしか人件費については、直接の人件費を 1 に対して間接人件費を 1.2 か何か上乗せをしているとおっしゃっていたんです。この技術協力の場合は、私の理解が正しければおおよそ M/M (マンマンス) × 3 ぐらいが人件費となっている。つまり間接がほぼ 2 ぐらいあると理解をしているわけなんですけれども、この水準が適正かどうか、つまりコンサルタントコストの適正さについてはどのようにお考えか、教えてください。

○説明者 適正だと考えております。基準は国土交通省が作成している基準に基づいて、国内の官庁が共通で用いているものを準用しているからでございます。その他国際機関等におきましても同じようなマルチプライヤー、企業を経営していくに当たっては通常人件費が 1 だとすると、それに対して諸経費等の間接費が 2 の割合で必要になることが常識になっています。

○松本評価者 これは行政事業レビューというか行政刷新のいいところですが、国土交通省が高ければ、国土交通省も改めさせればいいというぐらいの発想ができると思うんですけれども、つまり、もう少し国民目線で考えたときに国土交通省もそうですし、ここの技術協力もそうですが、例えば私ぐらいの年で大学を卒業して二十数年経った人であれば、大体 M/M で 100 万円で、実際に入札に参加するときは 300 万円ぐらいで計算されるということなわけです。

その辺が本当にコストの計算として、40 代半ばの人が確かに経験もあるかもしれませんが、その人が 1 か月間仕事をしたときに 300 万円を O D A という中から取ってくる。しかも、そういう人たちが多いわけです。O D A の中では経費の中でもコンサルタントの比重が大きいわけですから、本当にそれが適切かどうかというのはもう一度国土交通省がこうだからというよりは、本当にどのぐらいが適正なのかを考える必要があるかなと思うんです。

○説明者 まさに松本先生御指摘のとおりで、我々もとりあえず調べた結果なんですけれども、御紹介をさせていただきますが、我が国の場合、業務経験 13 年以上の標準的なコンサルタントを会社を通じて委託した場合は、人件費、諸経費、本人に支払われる以外に間接経費も含めますが、月額約 285 万円になっています。

他ドナーの場合、これはまだ公表はできないんですけれども、有力な国際金融開発機関あるいは有力な主要ドナーのコンサルタント同等の業務をやっている場合ですが、2 万 5,000 ドル。これは月額なんですけれども、1 人当たり 2 万 5,000 ～ 3 万ドルとなっていて、おおむね同等の単価となっていることが今回判明いたしました。

○説明者 1 つだけ補足をさせていただきたいのですけれども、コンサルタントの月額単価を計算するときは、1 年間にそのコンサルタントが大体何か月ぐらい業務に従事できるかということ、調査して算定していると聞いております。

通常、コンサルタントの場合は専門的な業務でございますから、1 年間ベタで業務がございせん。作業工程に沿って必要なときに必要な期間だけ張り付けることになりますので、平均 5 か月ぐらい 1 年間に働くことを前提に、この月額単価等が設定されております。

○コーディネーター コメントシートを書きながらお願いいたします。もし書き終わっている方は提出をお願いします。

○松本評価者 これはコメントなのですが、今、ODAに対する国民目線が結構厳しいといういろんな原因の中に、例えば先ほど市川さんがおっしゃったように、本当に日本の人たちのためになっているのかという議論も確かにあることは事実だと思いますが、もう一方で途上国の人のためと云いつつ、余り使いたくない言葉ですが、援助貴族ということは日本ではなくて、国連の職員も全くもってそうですし、私は自分の親族にそういう人がいるので、つくづく思うんですけれども、そういうことだと思うんです。ですから確かに上を見れば切りがないことは私も重々承知をしておりますが、どうやったら国民のODAに対する支持を取り付けられるかという点から、そういった制度は考えていただければと思います。これはコメントです。

○説明者 先ほどの土居先生の御質問に、もう少し答えさせていただいてよろしいでしょうか。

2,000万円なんですけれども、活動費とは違いますが、2,000万円のうちの、これはアフガニスタンのかなり特殊なケースでございまして、1,000万円が現地の非常に厳しい状況の中で必要な手当てで、400万円ぐらいが住居手当、残りの500万円強が給与となつてございます。先ほどきちんと答えられずにすみませんでした。

○コーディネーター 私から1点確認なんです、それぞれの分野の中にE在外での支出の内訳がすべて国になっているんですけれども、これはそれぞれの国の中の企業を使っているという意味なんですか。併せて、その決定権はどこが持っているかも含めて教えてください。

○説明者 基本的にはJICAの在外拠点がございまして、その在外事務所、在外拠点がいろんなサービスなり物資なりを調達しておりますので、非常にたくさんございますので、その国の名前をもって代用させていただきました。

○コーディネーター それぞれの国の業者がこの中に入っているということですか。

○説明者 最終的にはそれぞれの国の業者ですとか、個人にお金がいっているということが御理解いただきたいと思います。

○コーディネーター チェックはどこがされるんですか。

○説明者 先ほど御説明申し上げましたように、事務所が直接支出する場合は私どもの事務所がチェックしますし、専門家が活動として使う場合は計画を出していただいたものに対して事務所がお金をお渡しして、使った後は精算をさせていただくことになっています。

○松本評価者 済みません、無償に最後戻らせていただいて、1問だけ聞けなかったんですが、最初のMDGsで構わないと思うんですけれども、64ページですが、ここで国際機関に対して94億ぐらいあるかと思うんですけれども、私が意外だと思ったのは、かなり多いなと思ったんです。これは統計上、日本の二国間ODAになるんですか。それとも国連に対して拠出したことになるんですか。

○説明者 お答えします。これは二国間で計上しています。なぜ多いかというと、要するに治安状況あるいは兼轄公館がないアフリカの場合に、国際機関と一緒にやっている。しかもMDGsですのでそういう形になっているということです。

○松本評価者 その場合、国連の方にはオーバーヘッドコストもこの中から取られるんですか。

○説明者 例えば案件の中でユニセフと連携しているものとか、WFPと連携しているものについては、その中にオーバーヘッドコストといますか、エージェンツフィーのようなものは入っております。

○松本評価者 何%ぐらい取られてしまうんですか。

○説明者 案件によりますが、基本的には先ほどの無償の説明のときにもありましたように、国連だと14まで取れることになってはいますけれども、日本の場合は一件一件の援助規模が比較的大きいこともあって、そこは国連側と交渉して、例えば6%、7%まで下げてもらおうといったことをしております。

○市川評価者 全体に関わるところで1つお伺いしたいんですけれども、例えば105ページ目以降にある平和構築・テロ対策で、105~110ページということですからかなり多岐にわたってお金を支出しておられるわけですが、これは例えばこの国に対して幾ら配分するかというところが前提にあって物事が決まってくるのか、それとも、もう少しボトムアップで相手側からの個別要求もあり、それを積み上げてやっていくのか。

実際にシートをいただいて決め方みたいな御説明を少しいただいているわけですが、例えばこの国にこのお金をODAとして無償で供与するに当たって、技術だとかその他いろいろな項目がある中で、どうやってそれを決めておられるのかというところが、今日のお話、今日は個別案件だったことも含めて、いま一つよく判然としないですけれども。

○説明者 全体を説明し始めるとすごく複雑になってしまうんですが、簡単に言うと日本のODAはこういう目的で、こういうふうにやりますよと、先ほど申し上げたようなODA大綱という憲法みたいな基本がありまして、その下に中期政策という大体5年ごとに、この5年間日本としてはこういう方針、こういう分野を中心にODAを援助していきたいという、5年ごとの政策のフレームワークがあります。

それで主要な相手国、被援助国には国別援助計画という、この国に対して中期政策と同じ5年間という期間をカバーする、この5年間でどういう援助をしていきたいと思いますという国ごとの援助計画があります。

更に毎年年度ごとに国際協力重点方針といいまして、今年1年間は予算をこういう分野、こういう地域に使っていきたいという方針をつくっていくと、言わば縦、横のマトリックスがあって、正確に言うと三次元なんですけれども、要するに国ごとの5年ごとの方針、分野ごとの5年ごとの方針、そして毎年の分野ごと、地域ごとの方針があります。

○市川評価者 ちなみにそれはかなり、5年間というのがあるにしても、例えば個別の国別の配分率というのは相当大きく動いているものなんですか。

○説明者 そこは毎年この国に何億円とか、何%というかちとした数字がそこに実は出ているわけではなくて、大枠の方針の中で毎年度の配分が目安みたいなものを示しています。

○市川評価者 結果として経年変化を見ていくと、例えば国ごとというのは率的には変化しているものなんですか、それとも、ほぼ一定なんですか。

○説明者　します。それはなぜかという、その国の発展の度合いによって、例えば最初のすごく貧しいころは無償資金協力、技術協力が中心で援助額に限りがあったのが、ある段階まで発展した後は円借款を出して、お金を貸しても返してこられるという返済能力が認められれば、円借款というのは1件辺りの供与額が大きいですから、援助の供与額も大きくなるわけです。

あるいは逆に、最近のアフガニスタンのように何年か前までも本当に治安も悪くて紛争が続いて、とても援助なんかできなかったというところに、紛争が終わってこれからこの国の復興が国際的にも大事だということになると、日本もそこを支援しましょうということで急に援助額が増えるとか、そういういろんな状況で変わります。

もっと言えば、例えば今年度に関して言うとアフガニスタンに相当大規模な支援をしなければいけないという関係で、アフガニスタン以外のところはその分おのずと減らさなければいけないとか、ですから市川先生の御質問に答えると、ある程度の目安は5年ごとにも毎年にもあるんですけれども、実際にはいろんな状況の変化だとか、援助してあげようと思ってもいいプロジェクトがなければ援助につながりませんから、あるいは向こうから要請が最終的にちゃんと出てこない、向こうが望んでいないものをこちらが押しつけるわけにはいきませんから、そういうものが全部混じり合っていて進んでいくというのが実態かと思います。

○青山評価者　それとの絡みで質問というよりは理解させていただきたいんですけれども、無償資金協力の場合には基本的には外務省が責任を持ってやって、一部についてJICAが実施を行うというスキームだと思うんですが、技術協力についてはもともと私の理解ではJICAの本来業務かなと。会計上運営費交付金で渡して、その中で実施するというイメージだったんですが、今回せっかくボードもつくっていただいたんですけれども、基本的に今のお話の中で言いますと、案件の採択については外務省が実施する。そうすると一義的な責任は外務省と理解してよろしいんですね。

責任の所在でどう考えるかによって、例えばこの事業仕分けについても技術協力はJICAの事業仕分けで行うべきものなのか、それとも外務省の事業仕分けの中で議論すべきものかというのも、根本的な問題で関係するかなという気もするんです。

○説明者　そこは無償資金協力であれ技術協力であれ、あるいはもっと言えば有償資金協力であれ、どういう援助をするかという援助の政策を決めるのは外務省で、有償資金協力については経産省とか財務省さんも関係しますが、例えば評価についてもどうしてこの国にこんな援助をしたんだと、例えばアフガニスタンみたいに紛争が終わってまだ非常に治安も悪いところに、最先端のコンピュータの学校をつくりましたなんてことになると、何でここにこんな援助をしたんだという御批判が出てくると思います。そこは外務省の援助政策の適正さに関する批判でしょう。

他方、実施は無償だろうと技術協力であろうと円借款であろうと、JICAに基本的にはやってもらっていますから、どうして決められた援助が例えば決められた期間内にできなかったんだとか、決められた期間にできたはいいけれども、想定していた効果が出ていないんだということについては、実施機関であるJICAが責任を負う。大まかに言えばこういう役割分担だと思っています。

○青山評価者　であれば、この事業を実施するという責任については外務省にあると理解していいですか。

○説明者　そうです。

○コーディネーター　それでは、集計結果がまとまりましたので御報告をいたします。

まず無償資金協力で私から御報告をし、後に官房長からとりまとめをお願いいたします。その後、技術協力にまいります。

無償資金協力は全部で3つの評価に分かれております。

事業番号6の平和構築・テロ対策についてですが、一部改善という方が4名、抜本的改善という方が4名です。

事業番号7、ミレニアム開発目標の達成、人間の安全保障です。一部改善という方が3名、抜本的改善が5名です。

事業番号8、環境・気候変動分野における途上国支援ですが、一部改善が4名、抜本的4名です。

それでは、無償資金協力につきまして、官房長からとりまとめをお願いいたします。

○官房長　抜本的改善として、コンサルタントのあり方について効率化を図り、引き続きコスト削減に向けて努力する。

次に、日本コンサルタントが必ずしも必要でないと考えられるケースについては、積極的に現地業者を活用していく。

調達代理機関を利用する際には競争性を確保しつつ、調達代理機関の財務状況も見つつ、手数料の抑制の可能性を探索したい。

日本の民間資金も呼び込んだ形でODAを実施できるよう努力を継続していきたい。

以上が無償資金協力でございます。

○コーディネーター　続いて、技術協力にまいります。

事業番号9、平和構築・テロ対策につきまして一部改善という方が3名、抜本的改善が4名です。

事業番号10、ミレニアム開発目標の達成についてですが、一部改善の方が2名、抜本的改善が5名です。

事業番号11、環境・気候変動分野における途上国支援、一部改善が3名、抜本的改善が4名です。

では、官房長、お願いします。

○官房長　抜本的改善、まず民間業者との契約については競争性を向上させるなどして、価格の適正化に努める。

国際協力センター（JICE）との関係については、先般の事業仕分けのフォローアップの中で見直していく。

専門家の手当については国民の理解が得られる内容、水準とするよう検討する。

専門化の評価については客観性を高め、説明責任を果たしていくとともに、国民の声を募集するなどして第三者の声を入れていきたい。

技術協力を国民の目に見えるようにするとともに、第三者による評価結果についてもより国民に分かりやすく示していく。

以上でございます。

総じまして今日御議論いただいた内容につきましては、徹底した中間コストの見直しに多くの議

論があったのかなど。更なる節減に努めるということで、コンサルタントとの関係、J I C S、J I C E 等公益法人との関係、技術協力の主体となって頑張っていたく専門家との関係といったところが一番のポイントだったと感じました。

ありがとうございました。

○コーディネーター ありがとうございました。それでは、この議論について終了いたします。御説明の方、ありがとうございました。

以上で1日目の公開プロセスを終了いたします。明日も予定どおり9時からスタートになりますので、よろしくお願いいたします。

○官房長 どうもありがとうございました。傍聴席の皆さんも本当にありがとうございました。お礼申し上げます。